

【貨物】行政処分状況（令和5年12月分）

トラック

(1) 行政処分又は命令の年月日	令和5年12月21日
(2) 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	浦崎直良（直運送） 沖縄県国頭郡本部町字山里480
(3) 当該行政処分又は命令に係る営業所の名称及び位置	直運送 沖縄県国頭郡本部町字山里480
(4) 行政処分又は命令の内容	輸送施設の使用停止（10日車）
(5) 主な違反条項	貨物自動車運送事業法第17条第3項
(6) 監査実施の端緒及び違反行為の概要	令和5年12月8日、沖縄県公安委員会から通知のあった道路交通法令違反を端緒とし監査実施。 1件の違反が認められた。 過積載運送の引受け（貨物自動車運送事業法第17条第3項）
(7) 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び事業者の累積点数	（事業者） 1点 （当該営業所） 1点